

令和5年
第3回多摩市議会
定例会

委員会提出議案

多摩市議会

委員会提出議案第3号

都営多摩ニュータウン諏訪団地（4丁目）の建替・移転に関する意見書

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び会議規則第13条第2項の規定により提出する。

令和5年10月3日

提出者	多摩市議会生活環境常任委員長	渡辺 しんじ
賛成者	多摩市議会生活環境常任委員	おにつか こずえ
同	同	橋本 由美子
同	同	しらた 満
同	同	岸田 めぐみ
同	同	石山 ひろあき

多摩市議会議長 三 階 道 雄 殿

都営多摩ニュータウン諏訪団地（４丁目）の建替・移転に関する意見書

昭和４０年代に建設された多摩市ニュータウン内の都営住宅では、計画的に建替が行われています。都営多摩ニュータウン諏訪団地（４丁目）（「以下、都営諏訪団地」）の建替を機に、市の学校跡地を活用することで、工期の短縮や引っ越しなどの負担軽減を図りながら、本市も東京都と連携をしてニュータウン再生を進めています。そしてニュータウンの環境を維持しつつエレベーターなどのバリアフリー化が整備され居住水準の向上も図られることや、第一期工事において行われた福祉施設との合築は、持続可能なまちづくりにも大きな効果があると考えています。

一方で都営諏訪団地の入居が始まってから半世紀以上が経ち、入居者は高齢者が大きな割合を占め、独居も増えている状況があります。また積み重ねてきた生活の整理は容易ではなく、これを機に施設に入居されるなど、新しい生活も様々であり、準備に一定の時間を要するなど、引っ越しに関して不安を感じながら生活を送っている人は少なくありません。

このような状況を鑑み、都営住宅の事業主体である東京都の役割として入居者に寄り添った柔軟な対応をお願いしたく、下記の事項について要望致します。

記

1. 現在の都営諏訪団地へ近年入居した方、およびこれから新しく入居される方に対する建替・移転に関して案内と丁寧な説明を行うこと
2. 工事の進捗状況について定期的な情報提供を行うこと
3. 2-1期移転世帯の発表と移転説明会を出来る限り早期に実施すること

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

多摩市議会議長 三階 道雄

東京都知事 殿

委員会提出議案第4号

「宗教法人世界平和統一家庭連合」に関する意見書

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び会議規則第13条第2項の規定により提出する。

令和5年10月3日

提出者	多摩市議会議会運営委員長	大くま 真一
賛成者	多摩市議会議会運営委員	池田 桂
同	同	遠藤 ちひろ
同	同	池田 けい子
同	同	渡辺 しんじ
同	同	岸田 めぐみ
同	同	きりき 優

多摩市議会議長 三 階 道 雄 殿

「宗教法人世界平和統一家庭連合」に関する意見書

令和4年4月28日付で「宗教法人世界平和統一家庭連合」(いわゆる旧統一教会。以下「旧統一教会」という。)が多摩市内に約6,300㎡の大規模な土地を取得し、これに伴う今後の土地利用の動きに対し、多摩市議会に地域住民から数多くの不安の声が寄せられています。

多摩市長から貴職に宛てた、令和5年6月7日付5多企秘第149号「宗教法人世界平和統一家庭連合に関する要望書」にあるように、「旧統一教会については、献金の名のもと、被害を受けた方が多くおられること、国会でも被害者救済のための法律が制定されたことなどに鑑み、多摩市内での土地取得、さらに活動拠点が構築されると噂される中で、そこには被害を受けた方々の財産も原資に含まれている可能性も考えられ、本市として、大変、困惑すると共に平穏に生活したいと願う市民の暮らしを脅かされると危惧せざるを得ません。」という危機感は、多摩市議会としても同様に、強く感じているところです。

つきましては、15万人の多摩市民の安全・安心と平穏な暮らしを守るため、国において、速やかに、旧統一教会の運営実態の把握と、その状況に応じた適切な対応を行うことを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

多摩市議会議長 三階道雄

文部科学大臣 殿

委員会提出議案第5号

多摩市役所本庁舎建替基本計画特別委員会の設置について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び会議規則第13条第2項の規定により提出する。

令和5年10月3日

提出者	多摩市議会議会運営委員長	大くま 真一
賛成者	多摩市議会議会運営委員	池田 桂
同	同	遠藤 ちひろ
同	同	池田 けい子
同	同	渡辺 しんじ
同	同	岸田 めぐみ
同	同	きりき 優

多摩市議会議長 三 階 道 雄 殿

多摩市役所本庁舎建替基本計画特別委員会の設置について

- 1 本議会に、8名の委員をもって構成する多摩市役所本庁舎建替基本計画特別委員会を設置する。
- 2 この特別委員会は、任期を設置の日から令和7年第1回定例会最終日までとし、議会の閉会中も継続して、審査、調査、研究を行うことができるものとする。

理 由

多摩市役所本庁舎建替基本計画に関する調査・検討・提案を行うため、多摩市役所本庁舎建替基本計画特別委員会を設置する。